

17JVA 発 第 84 号  
平成 29 年 6 月 19 日

都道府県バレーボール協会  
専務理事・理事長 殿  
全国連盟  
理事長 ・代表者 殿  
ブロック理事長 殿

公益財団法人日本バレーボール協会  
代表理事 林 孝彦



### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止および注意喚起について

向夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、去る平成 29 年 5 月 29 日 文部科学省及びスポーツ庁より、「29 施設企第 2 号 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について」注意喚起がされたところですが、バレーボールに関するところでは、2013 年の黒鷲旗大会に事故が発生し、弊会では国内競技会をはじめとする講習会や研修会においても「危機管理基本マニュアル」を作成し、関係の皆様には各種事業におきまして様々な防止策を講じていただいております。

しかしながら、独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が管理・運営し、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）が主体的に運用する「ナショナルトレーニングセンター共用コート」において、平成 29 年 6 月 10 日に本会が招集した男子ジュニア U21 合宿参加中の大学生選手が右大腿部刺創のけがを負う事故が発生しました。

かねてより「危機管理」につきましてご連絡・徹底をお願いさせていただいておりますが、再発を防止するためにも、改めてご連絡いたしますので「危機管理」の徹底をお願い致します。

つきましては、本会の主催大会のみならず各種大会や講習会・研修会等の事業において、自然災害、火災、停電、病気（食中毒、インフルエンザ、感染症など）、負傷等、関係者（選手、参加者、モデルチーム、役員及び講師、観客等）の生命の危機にも関わる予期せぬ事態の発生に際し、事前に関係者に適切な対処方法を伝えておくとともに、当日、現場においてそのような事態が発生した場合は速やかにその対処方法を関係者に伝達し、安全・安心が確保されるように添付のとおり危機管理基本マニュアルを作成致しましたので何卒宜しくお願い申し上げます。

## 講習会・研修会の「負傷・事故」の危機管理基本マニュアル

開催責任者は施設管理者と負傷・事故の危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、モデルチームを含む選手と役員・見学者の安全・安心が確保された講習会・研修会を開催するために、前日または当日に下記の事柄を徹底する。

### 1 体育館・施設等の管理体制

開催責任者は施設管理責任者との事前打ち合わせ及び使用施設・用具の事前確認を行う

- ① 体育館フロアの亀裂、破損や用具の破損が無いか施設管理責任者に確認を求めたうえで十分にチェックをする。
- ② 講習会・研修会の前後は施設管理者と役員でコート及びコート周りのチェックを実施する。
- ③ 危険箇所は、床板補修やマスキングテープなどで一次補修対応するように施設管理責任者に依頼をする。
- ④ 講習会・研修会の休憩時に役員はコートチェックを実施する。
- ⑤ 会場外の施設、設備の安全等のチェックをする。
- ⑥ 医務室の位置と体育館の動線の確認をする。
- ⑦ 事前に救急病院を確認し依頼する。救急体制の確立。
- ⑧ A E Dと救急用担架の設置場所を確認する。

### 2 開催責任者の危機管理体制

負傷や事故発生の対応について

- ① 講師や役員にすぐに通報し、開催責任者に連絡をする。
- ② 現場へ急行し、事態の把握をする。
- ③ 必要であればA E Dまたは担架を負傷者まで運び医務室に運搬する。  
また、会場に医師や看護師がいるかアナウンスをする。
- ④ 救急車を要請する場合は、事前に、体育館管理責任者が連絡するのか、開催責任者から連絡をするかを確認する。
- ⑤ 役員は必ず負傷者と一緒に救急車に同乗し病院で状態の確認と開催責任者に連絡をする。
- ⑥ 開催責任者は施設管理責任者と主要役員を招集し、会議を開催して今後の対応策を検討する

### 3 負傷者および保護者への対応

- 1) 状況の確認と事実説明
- 2) 今後の対応について

## 講習会・研修会の「病気等」危機管理基本マニュアル

開催責任者は施設管理者と病気等の危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、選手・チーム役員・観客の安全・安心が確保された講習会・研修会を開催するために、前日または当日に下記の事柄を徹底する。

### 1 体育館・施設等の管理体制

開催責任者は施設管理責任者との事前打ち合わせ及び使用施設の事前確認を行う

- ① 医務室の位置と体育館の動線の確認をする。
- ② 事前に救急病院を確認し、依頼する。救急体制の確立。
- ③ A E D と救急用担架の設置場所を確認する。

### 2 開催責任者の管理体制

病気等の発生の対応について

- ① 講習会・研修会の開催前・後に参加者の健康状態をチェックする。
- ② 講習会・研修会の休憩時に参加者の健康状態をチェックする。
- ③ 発病時には講師や役員にすぐに通報し、開催責任者に連絡をする。
- ④ 現場へ急行し、事態の把握をする。
- ⑤ 必要であれば A E D または担架を発病者まで運び医務室に運搬する。また、会場に医師や看護師がいるかアナウンスをする。
- ⑥ 救急車を要請する場合は、事前に、施設管理責任者から連絡するのか、開催責任者から連絡をするかを確認する。
- ⑦ 役員は必ず発病者と一緒に救急車に同乗し病院で状態の確認と講習会・研修会の責任者に連絡をする。
- ⑧ 開催責任者は主要役員を招集し、会議を開催して今後の対応策を検討する。

### 3 病人および保護者への連絡

- 1) 事実経過の説明
- 2) 今後の対応について

## 国内競技会の負傷・事故の危機管理基本マニュアル

大会実行委員長は施設管理者と負傷・事故の危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、モデルチームを含む選手とチーム役員・大会役員・観客や見学者の安全・安心が確保された国内競技会を開催するために、前日または当日に下記の事柄を徹底する。

### 1 体育館・施設等の管理体制

施設管理責任者との事前打ち合わせ及び使用施設・用具の事前確認を行う

- ① 体育館フロアの亀裂・破損や用具の破損が無いか施設管理責任者に確認を求めたうえで、主催者としても十分にチェックをする。
- ② 危険箇所は、床板補修やマスキングテープなどで一次補修対応するように施設管理責任者に依頼をする。
- ③ 試合前後は審判員及び役員でコート及びコート周りのチェックを実施する。
- ④ 試合中は、審判員等がセット間にコートチェックを実施する。
- ⑤ 会場外の施設・設備の安全等のチェックをする。
- ⑥ 医務室の位置と体育館の動線の確認をする。
- ⑦ 事前に救急病院を確認し、依頼する。救急体制の確立。
- ⑧ A E D と救急用担架はすぐに使用できる位置に設置されている事を確認する。

### 2 大会実行委員長の管理体制（負傷・事故の発生の対応について）

- ① 試合中は負傷したチーム選手や役員は当該審判員にすぐに連絡し、大会実行委員長に連絡をする。
- ② トレーニング等で試合中以外であれば、大会役員にすぐに連絡し、大会実行委員長に連絡をする。
- ③ 現場へ急行し、事態の把握をする。
- ④ 必要であれば A E D または担架で運び負傷者を医務室に運搬する。  
担当医師または看護師に診察を受ける。
- ⑤ 救急車を要請する場合は、事前に、体育館管理責任者連絡するのか、大会実行委員会から連絡をするかを確認する。
- ⑥ 役員は必ず負傷者と一緒に救急車に同乗し病院で状態の確認と大会実行委員長に連絡をする。
- ⑦ 大会実行委員長は施設管理責任者と主要役員を招集し、会議を開催して今後の対応策を検討する。

### 3 負傷者および保護者への対応

- 1) 事実経過の説明
- 2) 今後の対応について（各チームへの事実経過の通知）

## 国内競技会の病気等の危機管理基本マニュアル

大会実行委員長は施設管理者と病気等の危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、選手・チーム役員・大会役員・観客の安全・安心が確保された国内競技会を開催するために前日または当日に下記の事柄を徹底する。

### 1 体育館・施設等の管理体制

施設管理責任者との事前打ち合わせ及び使用施設の事前確認を行う

- ① 医務室の位置と体育館の動線の確認をする。
- ② 事前に救急病院を確認し、依頼する。救急体制の確立。
- ③ A E D と救急用担架はすぐに使用できる位置に設置されている事を確認する。

### 2 大会実行委員長の管理体制（病気等の発生の対応について）

- ① 大会以前にチーム選手・役員が感染症等の病気が発生していれば、発生日時や病気の症状、病名、医師の診断書等、人への感染の可能性について大会実行委員長は情報収集を行い、病気の実態とチームの全体の状況を把握する。また、病気に対する対応策の検討。
- ② 大会中にチーム選手・役員が病気を発生した場合は、チーム責任者から大会実行委員長に連絡することを徹底する。大会実行委員長は病気の情報収集を行い、病気の実態とチームの全体の状況を把握する。感染症の場合は他人への感染の可能性を医師の意見を伺い対応策を検討する。病気の対応として消毒、手洗い、うがい等を実施し、マスクの着用を呼びかける。必要な場合は、会場の清掃消毒を行う。会場警備担当者と連携し、選手・観客への告知や誘導を徹底する。
- ③ 試合中の発病の時は、当該審判員に連絡をし、大会実行委員長に連絡をする。
- ④ 必要ならば A E D または担架で運び病人を医務室に運搬する。担当医師または看護師に診察を受ける。
- ⑤ 救急車を要請する場合は、事前に、体育館管理責任者連絡するのか、大会実行委員長から連絡をするかを確認する。
- ⑥ 役員は必ず病人と一緒に救急車に同乗し病院で状態の確認と大会実行委員長に連絡をする。
- ⑦ 大会実行委員長は施設管理責任者と主要役員を招集し、会議を開催して今後の対応策を検討する。

### 3 病人および保護者への連絡

- 1) 事実経過の説明
- 2) 今後の対応について（各チームへの事実経過の通知）

## 自然災害・停電等危機管理基本マニュアル

大会実行委員長及び講習会・研修会の開催責任者は施設管理者と自然災害・停電等の危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、モデルチームを含む選手とチーム役員・大会役員・観客や見学者の安全・安心が確保された競技会、講習会・研修会を開催するために、前日または当日に下記の事柄を徹底する。

### 1 体育館・施設等の管理体制

施設管理責任者との事前打ち合わせ及び使用施設の事前確認を行う

- ① 医務室の位置と体育館の安全確保動線及び出入口口を確認する。
- ② 避難場所を確認する。
- ③ 事前に救急病院を確認し、依頼する。救急体制の確立。
- ④ A E Dと救急用担架はすぐに使用できる位置に設置されている事を確認する。
- ⑤ 使用する施設・設備を前日または当日に安全等のチェックをする。

### 2 大会実行委員長及び講習会・研修会開催責任者の管理体制

自然災害、停電等の発生の対応について

- ① 大会実行委員長及び講習会・研修会開催責任者は競技会、講習会・研修会前日または、当日に施設管理者と危機管理の打ち合わせをする。
- ② 大会実行委員長及び講習会・研修会開催責任者は自然災害、停電等の対応をするために、競技会、講習会・研修会開始前に必ずチーム役員・競技会役員に対応策を連絡する。特に、観客には会場アナウンスで危機管理の対応を知らせる。
- ③ 地震・火災対策については、避難経路・避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確にして、選手、チーム役員、役員、観客等の安全を確保する。特に、観客には会場アナウンスで危機管理の対応を知らせる。また、基本的に政府及び自治体からのニュースを収集して適切に対応する。
- ④ 停電対策については、会場役員と事前に話し合いをして対応策を検討する。また、停電や節電で空調（冷房）が停止したときに、状況に応じて会場の扉や窓を開けて風通しを良くする。水分補給を促す。
- ⑤ 事故（会場施設の破損等）対策については、避難経路・避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確にして、選手、チーム役員、観客の安全を確保する。施設管理責任者と連絡を取り、適切な対応する。
- ⑥ 大会実行委員長及び講習会・研修会開催責任者は施設管理責任者と主要役員を招集し、会議を開催して今後の対応策を検討する。

### 3 チーム及び参加者への連絡

- 1) 事実経過の説明
- 2) 今後の対応について（関係者への連絡）

## ビーチバレーボール競技における危機管理マニュアル

ビーチバレー競技は、自然の中でダイナミックに鮮やかに行われる魅力的なスポーツであるが、同時に自然の恐怖や猛威に対する危機意識を持ち、的確な対応をあらかじめ準備しておく必要がある。

各競技会及び講習会・研修会等において、自然災害、火災、急病人（熱中症など）、けが人等関係者の生命の危機にも関わる予期せぬ事態の発生に際し、事前に関係者に適切な対処方法を伝えておくとともに、当日、現場においてそのような事態が発生した場合には、速やかにその対処方法を関係者に伝達し、安全が確保されるよう、次に記載の事項について確認すること。

1 大会実行委員長は施設管理者と危機管理について打ち合わせをする。特に施設管理責任者から施設の危機管理の規定も確認をする。また、事業開始までに、避難動線、対応策等を必ずチーム、役員、観衆等に周知すること。特に、観客には会場アナウンス等で危機管理の対応を知らせることができるよう配慮すること。

### 2 自然災害等の対応

#### (1) 地震への対応について

- ① 避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確にして、選手、チーム役員、役員、観客の安全を確保する。
- ② 特に、津波については政府や自治体からの情報を的確に入手し、適切に対応する。

#### (2) 台風や落雷への対応について

- ① 競技開始の有無、中断や再開の判断は、気象情報を的確に入手するとともに、地元自治体や消防署、漁協関係者などの意見を参考にしながら、適切に対応する。
- ② 高波などに備え、競技用具等の避難方法についてもあらかじめ確認し、適切に対応する。
- ③ 特に落雷については、警報発令時はもとより、注意報発令についても、気象庁等の信頼できる情報を的確に入手し、選手や役員等の安全を第一に捉え、落雷の危険があると判断した場合には、速やかに既設の屋根がある建物内や車両内に避難させること。

#### (3) 熱中症対策について

- ① 選手、チーム役員、役員、観客に対して、水分補給を促すとともに、日陰で風通しのよい場所をあらかじめ確保する。
- ② 特に、選手に対しては、十分な水分を確保するとともに、熱中症症状の疑いがみられる場合には、競技規則を踏まえつつ、試合の続行について選手及びチーム役員に確認するなど、適切に対応する。

#### (4) 光化学スモッグ等への対応について

- ① 競技開始の有無、中断や再開の判断は、気象情報を的確に入手するとともに、地元自治体や消防署などの意見を参考にしながら、適切に対応する。

(5) 急病人・けが人への対応について

- ① 会場内に応急手当ができる場所（日陰）や部屋を確保するとともに、事前にAED設置箇所や救急病院の連絡先等を確認する。
- ② 病状により速やかに救急車を要請し、医療機関の対応に委ねるとともに、必要に応じて警察署や消防署とも連携する。

### 3 競技場の安全管理等

(1) コート面の安全管理について

- ① ガラス片、空き缶、小石、貝殻等、安全に支障をきたす異物がないか、チェックする。
- ② 特に、通常ビーチバレーコートとして使用していない砂浜等については、コート内数カ所をランダムに選定し、深さ30cmまでふるいにかけるなど、適切な対応を図る。
- ③ 砂の温度を随時確認し、高温による火傷等を事前に防ぐため、コート面への放水などの対応を的確に行う。

(2) 防球ネット・フェンス等の安全管理について

- ① 突起物等の有無を確認し、スポンジやタオル等で覆うなど、適切な対応を図る。
- ② 支柱をワイヤーで固定する場合には、当該ワイヤーにリボン等を縛り、ワイヤーの有無を把握できるようにするなど、適切な対応を図る。

### 4 その他（ビーチバレーボールに限らずご対応願います。）

(1) 保険の加入について

- ① 主催者として、参加者を対象とした死亡・入院・通院等に対応した傷害保険に加入する。
- ② 開催要項等において傷害保険の加入及び担保内容を明記することが望ましい。
- ③ 応急措置ならびに傷害保険以上の対応はできない旨を十分に理解して参加するよう周知する。

(2) その他（上記項目以外への対応）

- ① 代表者会議、開会式及び緊急時のアナウンス原稿を作成する。
- ② プログラムに避難経路略図等を掲載することが望ましい。
- ③ 会場内に避難経路看板を設置することが望ましい。
- ④ 事業の中断、中止、再開、延期等については、安全を最優先し、速やかに判断・伝達する。



## 危機管理施設・用具等のチェックリスト

国内競技会の大会実行委員長及び講習会・研修会の開催責任者は危機管理マニュアルを確認した後、危機管理施設、用具等のチェックリストで確認をしてください。各会場において使用施設・用具等の環境がそれぞれ異なる場合もありますので、開催する環境にあったチェックリストの内容を追加してください。

また、今年度、国内事業本部・国内競技委員会より発行いたしました競技要項に「危機管理」「競技会場設営時必要物品チェック表」「競技会場コート設営点検表」「コート点検確認表」「練習会場チェック表」も参考にして安全、安心の確保をしてください。

チェック場所	確認	チェック内容
競技場		避難所及び避難所までの動線（観客・チーム・役員等）及び観客・チーム・役員等の入退場口
		駐車場
		医務室・AED・担架
競技場、講習会・研修会コート 〈練習コートも含む〉		床面が滑り過ぎますか
		床面が滑べらな過ぎますか
		傷、割れがありますか
		反り・浮き・目違いがありますか
		木栓（だぼ）の浮き、抜けがありますか
		床鳴りするところがありますか
		ゆるみ・たわみ・浮き・ずれがありますか
		器具等のぐらつきはありますか
ビーチコート		ガラス片、空き缶、小石、貝殻等がありますか
開催地で必要な チェック場所 及び内容		
施設・用具等		コート周りのフェンスの安全性
		審判台・ポール・ネット等
		選手控え室
		役員控え室
		トイレ
救急指定病院		救急指定病院の確認
開催地で必要な チェック場所 及び内容		



29施企第2号  
平成29年5月29日

各都道府県教育委員会施設主管課長  
各指定都市教育委員会施設主管課長  
各都道府県施設主管課長  
各指定都市施設主管課長  
各都道府県私立学校施設担当課長  
各国公私立大学施設担当部課長  
各国公私立高等専門学校施設担当部課長  
各大学共同利用機関法人施設担当部課長  
各文部科学省国立研究開発法人施設担当部課長  
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長

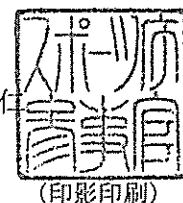
殿

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
山川 昌



(印影印刷)

スポーツ庁参事官（地域振興担当）  
仙台 光



(印影印刷)

#### 体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）

標記について、消費者庁の消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」）では、消費者安全法第23条第1項の規定に基づき、体育館の床から剥離した床板による負傷事故について、平成27年度より事故等原因調査を進めてきたところですが、この度、調査委員会において事故等原因調査報告書（以下「報告書」）がとりまとめられ、消費者安全調査委員会委員長より文部科学大臣に対し意見が提出されました。

報告書によると、体育館の床板の一部が剥離し、腹部に突き刺さり重傷を負う等の事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認されたこと、また、当該事故は新しい体育館でも発生していることから、同様の事故が発生するリスクはあらゆる体育館に存在するとされています。

体育館の床板が剥離する要因としては、清掃時等における想定以上の水分の吸収及びその乾燥

の影響が考えられ、体育館の維持管理が非常に重要です。

このことから、体育館の所有者及び管理者におかれては、報告書を踏まえ、体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策をより一層推進するため、維持管理における下記の取組等を適切に実施するようお願いいたします。

## 記

### 1 適切な清掃の実施（水拭き及びワックス掛けの禁止）

日常清掃及び特別清掃<sup>※1</sup>により、体育館の木製床を清潔に保つ。その際、水分の影響を最小限にする。

水拭き及びワックス掛けはフローリング等の不具合発生の観点からは、行うべきではないことなど、報告書を参考にして適切な清掃の方法を定め、書面にすることにより、実際に清掃を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。なお、やむを得ず体育館にワックスを使用する場合には、それに伴うフローリングへの水分の影響を最小限とするよう注意する。

※1 日常清掃では取りきれない汚れを除去するために数か月に一度行う清掃

### 2 日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置

日常的、定期的に点検を行い、その実施した記録を保管する。報告書を参考にして点検記録表を作成し、点検項目及び方法について実際に点検を行う者に分かりやすく周知し、実施を徹底する。

フローリング等の不具合を発見した場合には、速やかに応急処置又は補修を行うほか、必要に応じて専門業者に相談して補修又は改修を行う。また、事故が発生した場合に事故原因の事後的な検証を行うことができるよう、フローリング等の不具合を把握した場合には、写真を撮影する等の方法で不具合の内容を記録し、不具合の位置や箇所数とともに記録し保管する。

さらに、体育館ごとに、体育館の適切な維持管理についての責任者を定め、当該責任者に、点検の実施やフローリング等の不具合について責任を持って対応に当たらせる。

### 3 維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定

体育館の維持管理を外部に委託する場合には、上記1及び2について仕様書で定めるなどして、受託者に対し同様の対応を求める。また、受託者には体育施設管理士資格<sup>※2</sup>を有する者がいることを条件とするなど、維持管理の質を保つ。

※2 体育施設管理士養成講習会（主催：公益財団法人日本体育施設協会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター）で指定項目を受講し、試験に合格した者が取得できる資格

### 4 長期的な改修計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録の保管

体育館の木製床の長期的な改修計画を策定するとともに、計画に基づいて体育館の

木製床の改修を行う。また、継続的に記録を参照できるよう、補修・改修の記録を保管する。体育館を新築する際には、施工に関する情報並びに維持管理の方法及び改修時期の目安等の情報について、まとめた管理簿を作成して引渡すことを仕様書に定めるなど、設計者及び施工者に伝達させ、これを基に上記の改修計画を策定する。

#### 5 施設利用時における注意事項の利用者への周知

報告書を参考にして施設利用時の注意事項を作成し、体育館の利用者の目に付く場所に掲示するなどして、利用者に対して分かりやすく伝える。

なお、今後、文部科学省及びスポーツ庁において、上記1から5までの取組状況を把握するために調査を行うこととしていますので、あらかじめお知らせします。

このことについて、都道府県教育委員会施設主管課及び都道府県施設主管課におかれては、所管の各学校、社会体育施設及びその他都道府県所管施設等へ周知するとともに、城内の市区町村教育委員会施設主管課及び市区町村施設主管課を通じ、市区町村教育委員会及び市区町村所管の各学校、社会体育施設、その他市区町村所管施設及び民間スポーツ施設等への周知を図られるようお願いいたします。

また、都道府県私立学校担当課におかれては、所轄の私立学校（専修学校、各種学校を含む）に対して、周知するようお願いいたします。

#### (本件連絡先)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課  
環境施設企画係 島岡・古田  
電話：03-5253-4111（内線2288）  
E-mail：shisetulead-2@mext.go.jp  
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付  
施設企画係 山本  
電話：03-5253-4111（内線3773）  
E-mail：stiiki@mext.go.jp

#### 【参考】

「体育館の床板の剥離による負傷事故」に関する消費者安全調査委員会の調査報告書は、消費者庁のホームページで閲覧できます。

([http://www.caa.go.jp/policies/council/csis/report/report\\_010/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csis/report/report_010/))